

210mm

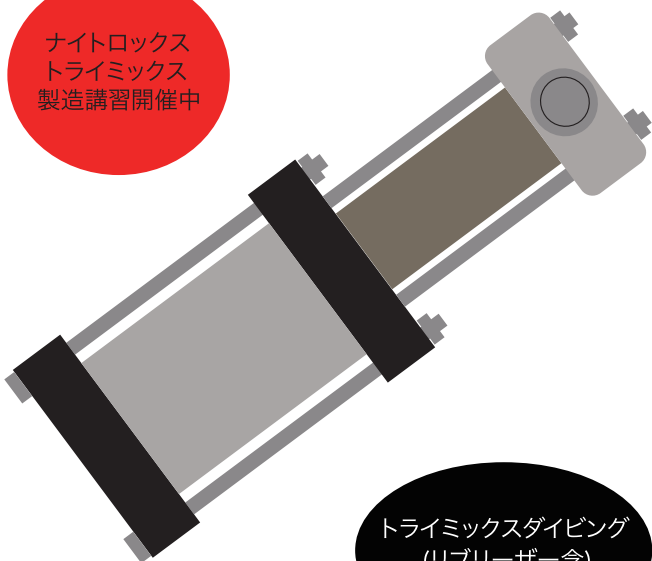
A

# 高圧ガス製造設備カタログ 2019年3月版

## 雑賀崎ダイビングセンター

製造免状不要 ガスブースター・移充填ホース編

ナイトロックス  
トライミックス  
製造講習開催中



トライミックスダイビング  
(リブリーザー含)  
講習開催中

WebSite : <http://saikazaki.net/>

210mm

B



### 移充填ホース

- ・DIN - DIN ホース(300BAR仕様)
- ・アナログ圧力計
- ・常用圧力 19.6MPa(196BAR)
- ・設計圧力 22.5MPa(225BAR)

## 1. 移充填ホース 酸素製造キット

### 酸素製造キット内容

- ・移充填ホース × 1
  - ・酸素(W22-14) - DIN アダプター × 1
  - ・YOKE - DIN アダプター × 2
- ¥220,000



## 2. 移充填ホース Trimix製造キット

### Trimix製造キット内容

- ・移充填ホース × 1
  - ・酸素(W22-14) - DIN アダプター × 1
  - ・ヘリウム(φ21-14左) - DIN アダプター × 1
  - ・YOKE - DIN アダプター × 2
- ¥270,000



## 3. 移充填ホース オプション

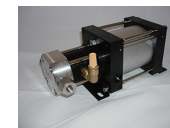


- ・デジタル圧力計変更(継手含) ¥70,000
- ・関西式酸素(W23-14) - DIN継手の追加 ¥50,000
- ・医療用酸素バルブ - DIN継手の追加 お問い合わせ下さい。

210mm

C

## 4. ガスブースター コンプリートキット



### モデル XB30

- ・吐出量 43L/分
- ・常用圧力 19.6MPa(196BAR)
- ・処理量 62立米/日
- ・設計圧力 22.5MPa(225BAR)
- ・動力 圧縮空気等(スクーパタンクが使えます。)
- ・IN/OUT共に 300BAR DIN仕様
- ・圧力計 IN側アナログ、OUT側デジタル



### コンプリートキット内容

- ・ガスブースター × 1
- ・酸素(W22-14) - DIN アダプター × 1
- ・ヘリウム(φ21-14左) - DIN アダプター × 1
- ・YOKE - DIN アダプター × 2
- ・レギホース - エアカブラ継手 × 1

¥1,500,000~

## 5. 製造届出可能なガス

	1. 酸素製造キット	2. Trimix製造キット	4. ガスブースター
空気 / EANx	OK	OK	OK
酸素 / アルゴン / 窒素	OK	OK	OK
Trimix / Heliox	NG	OK	OK
ヘリウム	NG	OK	OK

## 6. 添付書類

- ・四倍耐圧検査成績書(同一型式、別個体)
- ・検査に使用した圧力計の検査成績書
- ・耐圧検査成績書
- ・気密検査成績書
- ・各検査写真

210mm

C'

## その他業務のご案内

### 大深度・長時間潜水



100m超えの大深度潜水、30m3時間など長時間潜水など一般ダイバーではできない潜水が可能です。調査、作業、撮影、捜索、ガイド、アシスタント、講習など対応しています。

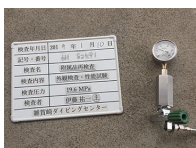
100m潜水可能なコースもオープンサーキットスクーバ、リブリーザー共にインストラクターコースまで対応しています。

### 高压ガスの製造・販売



ダイビングに必要な全てのガスの製造・販売を行なっています。例えばナイトロックスであれば、空気+酸素でも酸素+窒素のどちらのタンクでも、1%単位で全ての分圧で製造可能です。(誤差はあります。) トライミックス・ヘリオックスでも同様に全ての刻印とガス分圧に対応しています。また移動式高压ガス製造設備として届出していますので、必要な保安距離が確保できれば出張充填も可能です。運送便を用いた充填にも対応しております。

### 耐圧検査



ダイビング用のスチール・アルミ、消防用のFRPの容器再検査及びその附属品再検査に対応しています。30MPa(300気圧)も検査可能です。

国内容器の3/4NPSだけでなく、M25やM18など外国製容器の検査も可能です。

行政機関の仕様書に基づいた容器再検査も対応可能な内容が多いので、お気軽にご相談下さい。

### ガス名変更



空気から酸素、ナイトロックスやトライミックスへのガス名変更もお任せ下さい。空気+酸素にした方がいい場合と、酸素+窒素にした方がいい場合がありますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

タンクやバルブの酸素コンバーチブルもお任せ下さい。

和歌山県届出済  
高压ガス製造事業所  
高压ガス販売店  
容器検査所(耐圧検査)

製造販売するガス  
空気、EANx、酸素  
Trimix、Heliox、アルゴン他  
全ての刻印に対応

雑賀崎ダイビングセンター

〒641-0062 和歌山市雑賀崎 1-4-3-4  
TEL: 050-3746-1874 E-MAIL: info@saikazaki.net

WebSite : <http://saikazaki.net/>

210mm

B'

## 7. 高压ガス製造方法講習



IANTD EANxガスブレンダーコース(ナイトロックスの製造方法を学ぶコース)、IANTD Trimixガスブレンダーコース(トライミックスの製造方法を学ぶコース)を開催しています。当店の移動式高压ガス製造設備を使用し、実習を行います。

設備購入前に受講して判断材料を増やす方も多くいらっしゃいます。出張講習もお気軽にご相談下さい。

## 8. よくある質問

Q1 高压ガス製造責任者免状は必要ですか?  
A1 不要です。(第一種製造者は除く)

Q2 高压ガス販売主任者免状は必要ですか?  
A2 製造には不要ですが、空気と40%未満のナイトロックス以外のガスを販売する場合、第一種高压ガス販売主任者免状が必要です。

Q3 ナイトロックス、酸素、トライミックスなどガスの作り方を教えてもらえますか?  
A3 別途ガスブレンダーコースをご受講下さい。機器の操作方法はお教え致します。

Q4 ナイトロックス、酸素、トライミックスなどを使った潜り方を教えてもらえますか?  
A4 別途コースをご受講下さい。OC(スクーバ)・CCR(リブリーザー)を使った100m潜水可能なコースを開催しています。

Q5 酸素ボンベ用のアダプターとホースを持っていますが使えますか?  
A5 必要な書類があれば届出することで使えますが、無ければ使えません。

Q6 救護用の酸素キットがありますがそれに充填できますか?(医療用酸素バルブ)  
A6 アダプターを追加し、検査書類等を添付することで届出・充填可能です。

Q7 添付される書類以外は自分で作成できますか?  
A7 個人のスキルと都道府県の担当者や記入例の充実度などにより大きく異なります。予め当店に作成を依頼することも、お近くの行政書士に依頼して頂くことも可能です。

210mm

A'

Q8 ビルの一室ですが届出可能ですか?  
A8 製造するガスと定置式か移動式かより異なります。酸素を用いるガスを製造し上にフロアがある場合基本的に定置式は厳しいです。ビルオーナーなどで屋上が利用できる場合、定置式でも届出可能な場合もあります。移動式の場合、事業所では製造できなくても別の場所で製造することで届出可能です。

Q9 定置式と移動式どちらがいいですか?  
A9 環境により異なります。一例をあげると保安距離が異なり、定置式だと事業所で製造できるけど、移動式だと事業所では製造できないという状況に陥ります。しかし事業所内で移動式の保安距離を確保できるのであれば、移動式をおすすめすることが多いです。

沖縄県は従来まで民間事業者の移動式高压ガス製造設備は認められていませんでしたが、当店の高压ガス製造設備で、沖縄県初のTrimix他全てのダイビングガスの製造事業届けが受理され、同時に民間初の移動式高压ガス製造設備として受理されました。それくらい拘って移動式で届出るメリットがありました。

Q10 製造するにはどれくらいの保安距離が必要ですか?  
A10 製造するガスにより異なります。酸素を例をあげると定置式の場合、第二種保安物件に対して7.5m、移動式の場合10mが必要になります。ただし移動式の場合、必ず事業所内で10m確保する必要はありません。

Q11 なぜガスブースターは価格が明示されていないのですか?  
A11 都道府県の内規や製造するガスにより大きく構成が異なるからです。特に可燃性ガスの酸素が絡むと変わりやすいです。

Q12 他に必要な物を教えてください。  
A12 警戒票(看板)、消化器三本以上、温度計などが必ず必要で、放送設備や障壁(ブロック塀)や放出管、立入禁止措置具などが製造するガス・定置式か移動式か・都道府県により異なります。

Q13 ブースターや移充填ホースとタンクを車に積んで保管していいのですか?  
A13 ブースターや移充填ホースは移動式であれば問題ありません。タンクに関しては2時間を超える場合は貯蔵として扱われるので、貯蔵の基準を守る必要があります。

Q14 すでに吐出量200L/分のコンプレッサーで届出済みですが第一種製造者になりますか?  
A14 平成26年7月4日 高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規) 経済産業省 20140625 商局第1号 法第五条関係ただし書きにより、処理量100立米/日(空気、300立米/日)で連結されていない高压ガス製造設備の処理量は合算しなくて良いと変更されましたので、第二種製造設備が二つある第二種製造者となります。